

## 令和6年度ふくしまとのつながり深化事業業務委託仕様書（案）

## 1 委託業務名

令和6年度ふくしまとのつながり深化事業 業務委託

## 2 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が受託業者（以下「乙」という。）に委託する「令和6年度ふくしまとのつながり深化事業業務委託」（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 3 事業実施の趣旨

本県の関係人口の創出を図り、将来的な移住に繋げるためには、地域の魅力を高め、県外の方が地域に関わるための機会を提供することが重要である。

このため、本事業において、地域のヒト（キーパーソン）・モノ（商品等）・コト（行事等）を介した地域コミュニティ等への参画や、現地滞在を通じた地域理解の醸成を図ることを目的に、福島との多様な関わりを案内するWebサイトの運営や、地域のキーパーソンとの交流による関係性の深化を図る。

また、県内にモデル地域を設定し、一定期間滞在するお試し移住を通じて、行政等による既存の移住施策や地域コンテンツを活用しながら、地域住民や関係機関とつながる機会を提供し、移住までの具体的なロードマップづくりを促進する。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

## 5 委託業務の概要

- (1) サイトの制作及び運営管理
- (2) 地域キーパーソンによるSNSライブ配信
- (3) 交流会の企画運営
- (4) お試し移住村のモデル地域及び村の案内人の選定
- (5) お試し移住村における体験コンテンツの企画立案及び進行管理
- (6) 事業の周知・広報・参加者の募集
- (7) 事業参加者のフォローアップ
- (8) 事業の効果検証

## 6 委託業務の内容

- (1) サイトの制作及び運営管理

下記イのコンテンツを含むサイトを新たに制作または既存サイト（下記ア）の管理運営すること。なお、必要に応じて改修等を実施すること。

## ア 既存サイト

関係人口ポータルサイト：<https://link-fukushima.com/>

ふくしま with you お試し移住村サイト：<https://fukushima-withyou.com/>

## イ サイトに必要なコンテンツ等

## (ア) キーパーソンの追加

サイト内で紹介するキーパーソンについて、具体的な人物名及び活動概要等を提案すること。

なお、現行サイトに掲載するキーパーソンの情報は適正に管理の上、連絡調整すること。

## ※キーパーソンの例

先輩移住者、地域課題に取り組む起業家、地域コミュニティに関する活動をしている方、伝統工芸に携わる職人、農産物の生産者、移住者受入団体の代表者など

## (イ) キーパーソンの活動紹介

サイト訪問者（以下、「ユーザー」という。）がキーパーソンの活動への関わりを容易にするため、次の例示を参考に、サイト内で外部リンクを設定すること。ただし、単なるリンク設定の羅列ではなく、ユーザーがキーパーソンの活動を知ることで、「買う」、「来県する」、「居住する」、「交流する」など、具体的な応援行動や関わりを促進するためサイトのデザインやリンク誘導の手法を工夫すること。

## (参考例)

- ・ キーパーソンが取り扱う農産物や工芸品等を購入できるオンラインショップへの誘導

- ・キーパーソンが実施する地域コミュニティ活動への誘導
- (ウ) キーパーソンとのコミュニケーション
  - サイト訪問者が上記(ア)のキーパーソンとオンライン上でコミュニケーションを図り、関係性を深められる機能を付与すること。また、やり取りに関して必要に応じて仲介するとともに、好事例については速やかに甲へ報告すること。
- (エ) お試し移住エリアの紹介、参加者募集
  - お試し移住体験を実施する地域や、体験コンテンツ等を紹介するため、下記(a)から(f)に示す内容を記載し、参加申込ができるようにすること。また、申込者から要望をヒアリングし、最適なエリアをコーディネートすること。
  - (a) モデル地域の紹介
  - (b) 村の案内人等の紹介
  - (c) 体験コンテンツの紹介(自治体やキーパーソン等と連携すること)
  - (d) お試し移住村の利用方法・モデルケース
  - (e) 申込フォーム
  - (f) その他実施にあたり効果的な内容
- ウ サイト掲載情報の更新等
  - ・サイトは必要に応じて随時更新すること。
  - ・本業務を実施するにあたり、甲の他事業や市町村の事業等とも連携して情報を掲載すること。
- (2) キーパーソンによるSNSライブ配信
  - ・キーパーソンがSNSライブ配信で自身の活動や取り扱う県産品等を直接PRし、ライブコマースによって、ユーザーによる応援行動や関わりを呼びかける機会を創出する。
  - ・SNSライブ配信は、年間5回以上実施することとし、出演するキーパーソンの候補者及び新たな視聴者を獲得するための企画内容を具体的に提案すること。
  - また、配信ごとにターゲット層及び視聴回数目標を設定すること。
  - ・SNSライブ配信の実施にあたっては、使用するSNSに付随するチャット機能等を活用し、キーパーソンと視聴者による双方向性のコミュニケーションが確保できるよう工夫すること。
  - ・ライブ配信で使用するSNSの媒体及びアカウントを提案すること。(アカウントについては、新規か既存かは問わない。)
  - ・SNSライブ配信を実施するにあたっては、毎回、ファシリテーターを1名起用すること。
  - ・配信した内容はアーカイブ動画としてサイトに格納し、事後視聴も可能とすること。
  - ・視聴者数は50名/回を目標とする。
- (3) 交流会の企画・開催
  - キーパーソン同士の横のつながりや県外の方とのつながりを創出するため、以下を踏まえ、開催内容について具体的に提案すること。
  - ・開催回数 2回程度(手法:対面)
  - ・開催場所 県内及び都内
  - ・想定するキーパーソンやジャンル、県外の方とのつながりを創出するための交流会の企画内容を提案すること。
  - ・開催にあたって、乙は会場の手配・参加者の調整、資料作成等を行うものとする。
- (4) お試し移住村のモデル地域及び村の案内人の選定
  - ・本県への移住に興味・関心のある県外在住者を「お試し村民」として本県に受け入れ、地域住民との交流や地域文化を体験する機会等を提供するモデル地域(以下、「お試し移住村」という。)を提案すること(13地域程度想定)。なお、「お試し移住村」の範囲は、市区町村の単位に限らなくても構わない(例えば、〇〇広域圏、〇〇地区、〇〇集落など)。
  - ・お試し移住村には、お試し村民が滞在可能な施設(以下、「おすすめ施設」という。)を1つ以上紹介すること。ただし、お試し村民の滞在場所はおすすめ施設に限定するものではない。
  - ・おすすめ施設は、市町村等が運営するお試し住宅やゲストハウス、民泊施設など形態は問わないが、地域の暮らしが体験できる施設が望ましい。
  - ・お試し移住村には、事務局と連携してお試し村民のコーディネートやフォローを行う「村の案内人」を各地域1名以上設置することとし、具体的に提案すること。村の案内人は地域のキーパーソンその他、市町村や移住者受入れ団体等も可とする。
- (5) お試し移住村における体験コンテンツの企画立案及び進行管理
  - ・お試し村民がお試し移住村に滞在する期間中に地域住民と交流し、地域文化等に触れ合う機会を提供するコンテンツ(以下、「体験コンテンツ」という。)を企画立案すること。
  - ・体験コンテンツは、お試し移住村ごとに具体的に提案すること。なお、同様の体験コンテンツを複数のお試し移住村で実施することも可能とする。

- ・体験コンテンツは、村の案内人及び地域住民等の協力を得ながら実施するものとし、協力に伴う謝金等が発生する場合には見積もりに記載すること。

#### ※体験コンテンツの例

農作業体験、町内会行事への参画、地域住民との交流会、テレワーク体験、職業体験など。

- ・お試し村民がお試し移住村に滞在する間、利用可能な行政等の既存施策がある場合は、お試し村民へ利用を促し、有効に活用すること。
- (6) 事業の周知・広報・参加者の募集
- ・サイトへの流入を促す広報を実施することとし、具体的な手法を提案すること。
  - ・事業参加者を募集するにあたって、有効となる広告を有料・無料問わずに具体的に提案すること。
  - ・お試し村民を受け入れるにあたって、本事業費から交通費、宿泊費等の個人給付は一切しないこと。なお、参加者が行政の既存施策等を活用して補助や助成を受けて参加を希望する場合は、必要に応じて補助制度等の紹介を行うこと。
  - ・お試し村民には、「村民カード」を提供し、お試し移住村への帰属意識の醸成を図ること。
  - ・お試し移住村の参加者は延べ30名程度を目標とすること。
- (7) 事業参加者のフォローアップ
- ・事業参加者（SNSライブ配信の視聴者やお試し村民等）が、事業参加後も地域やキーパーソン等との関係性を継続する仕掛けを提案すること。
  - ・お試し村民については、お試し移住村滞在後のアンケートやヒアリングを実施し、地域の関係者や受入支援団体、移住コーディネーター等との連絡調整を維持できるようフォローアップすること。
  - ・事業実施にあたり、現地対応ができる体制や人員を確保すること。
- (8) 事業の効果検証
- ・サイトについて、アクセス数やセッション時間、上記6（1）イ（イ）に記載する外部リンク先への流出数等の解析を随時実施し、流入数の増加や回遊性の向上に努めること。
  - ・事業参加者や協力者等にアンケートやヒアリングを行い、事業の効果検証を実施すること。
  - ・効果検証は随時実施し、事業改善や効果的な広報に反映させること。

## 7 実施体制・業務主任等

- (1) 乙は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 乙は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、事前着手前に書面で甲に通知したうえで、甲との協議や打ち合わせ等に出席させるものとする。
- (3) 乙は、各事業実施における主たる責任者を定め、甲との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。
- (4) 事業実施にあたっては関係機関と密に連携し、甲の他事業やその受託事業者等とも連携すること。

## 8 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本事業の実施における甲の職員の旅費及び甲が行う広報経費等は除く。

## 9 事業報告書の提出

以下のとおり事業報告書の提出をすること。なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む）は甲に帰属するものとする。

- (1) 実績報告書  
本業務の実施内容を記載した実績報告書を提出すること。（紙1部及びデータ提出）
- (2) その他、甲が必要と認める資料

## 10 仕様の変更等

- (1) 仕様の変更  
乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (2) 業務内容の数量未達の場合の対応  
委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、甲と乙が協議の上、同等の内容、活動に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。
- (3) 仕様書記載外の事項  
本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙が協議して対応するものとする。

## 1.1 その他

- (1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる甲等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (2) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (3) 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。(月1回程度)
- (4) 本業務の実施に当たっては、関係市町村等と連携しながら実施すること。
- (5) 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、甲に適宜連絡すること。